

印刷仕様書

1 件名

「知ってなっとく独占禁止法」等のパンフレットの編集及び印刷並びに「知るほどなるほど下請法」用訂正シールの印刷業務

2 「知ってなっとく独占禁止法」等のパンフレットの編集及び印刷

(1) 納入期限及び納入場所

ア 納入期限 令和2年3月24日（火）

イ 納入場所 計9か所（詳細は別紙1参照）

(2) 仕様

ア 名 称 ①知ってなっとく独占禁止法
②知るほどなるほど下請法
③知って守って下請法
④わたしたちの暮らしと市場経済（独占禁止法教室用）
⑤わたしたちの暮らしと市場経済（消費者セミナー用）

イ 頁 数 ①A4判24頁
②A4判20頁
③A4判28頁
④A4判26頁
⑤A4判26頁

ウ 部 数 ①9,000部
②印刷なし（データのみ修正）
③4,000部
④6,800部
⑤2,750部

エ 色 数 ①②③④⑤4C／4C

オ 校正回数 ①②③④⑤校正2回（本機校正1回含む）

カ 使用用紙 ①再生マットコート紙 菊判76.5kg
③再生マットコート紙 菊判62.5kg
④⑤表紙，裏表紙 再生マットコート紙 菊判 93.5kg
本文 再生マットコート紙 菊判 62.5kg

キ 製本方法 ①③中綴じ製本
④⑤無線綴じくるみ製本

ク 入稿形態 ①②データ（PDF形式）
③④⑤データ（Adobe Illustrator及びPDF形式）

ケ 編集頁数 ①5頁

② 2 頁

③④⑤編集なし

コ 編集内容 別紙 2 及び別紙 3 のとおり（作業中に新たに修正事項が発生した場合は、別途相談の上対応を依頼することがある。）

サ そ の 他 印刷物のほか、編集後の印刷用データ（編集可能）も納入すること。
印刷用データについては、ホームページ掲載用として、解像度を落とした小容量版も併せて納品すること。

3 「知るほどなるほど下請法」用訂正シールの印刷

(1) 納入期限及び納入場所

ア 納入期限 令和 2 年 3 月 2 4 日（火）

イ 納入場所 東京都千代田区霞が関 1－1－1 中央合同庁舎第 6 号館 B 棟 1 4 階
公正取引委員会事務総局官房総務課広報係

(2) 仕様

ア サ イ ズ ①訂正シール（「発注書面サンプル」（P 9）部分）

縦 1 8 2 mm，横 1 6 0 mm の大きさを作成したシールを，縦 1 9 2 mm，横 3 3 0 mm のシート上に，シート 1 枚につき 2 枚のシールが入るように印刷する。シートの上下左右に 5 mm の余白を作成する。また，1 0 0 シートごとに 1 包にすること。

②訂正シール（中小企業庁相談窓口（裏表紙）部分）

縦 1 8 2 mm，横 9 5 mm の大きさを作成したシールを，縦 1 9 2 mm，横 2 0 0 mm のシート上に，シート 1 枚につき 2 枚のシールが入るように印刷する。シートの上下左右に 5 mm の余白を作成する。また，1 0 0 シートごとに 1 包にすること。

③訂正シール（「（2 0 2 0 年 4 月）」（裏表紙）部分）

縦 1 0 mm，横 2 0 mm の大きさを作成したシールを，縦 6 0 mm，横 5 0 mm のシート上に，シート 1 枚につき 1 0 枚のシールが入るように印刷する。シートの上下左右に 5 mm の余白を作成する。また，1 0 シートごとに 1 包にすること。

イ 印刷内容 別紙 4 のとおり

ウ 印刷枚数 ① 6 0 0 シート

② 6 0 0 シート

③ 1 2 0 シート

エ 使用色 ①訂正シール カラー（4 色）（背景色に合わせること）

②③訂正シール カラー（2 色）（背景色に合わせること）

オ 用 紙 マットコート紙 四六判 7 0 kg

カ 校 正 1 回

4 見積り合わせの手続

(1) 見積書の提出

ア 提出期限

令和2年2月17日（月）正午

イ 提出場所

〒100-8987

東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟14階

公正取引委員会事務局官房総務課会計室用度係

FAX：03-3581-2951

E-mail：open-counter@jftc.go.jp

ウ 提出書類

(ア) 見積書（消費税込みの総額を明示）

(イ) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）

エ 提出方法

持参，郵送，FAX又は電子メール

FAX又は電子メールにより見積書を提出した者が契約の相手方に決定した場合は，受注後速やかに見積書の原本を提出すること。

(2) 見積り合わせの結果の通知

見積り合わせの結果（契約の相手方，契約金額）は，契約の相手方に決定した者へのみ個別に通知するほか，以下の公正取引委員会ウェブサイトに掲示する。

【公正取引委員会ウェブサイト（調達情報）】

<https://www.jftc.go.jp/soshiki/tyoutatsu/opkouhyou/index.html>

(3) 暴力団排除に関する誓約

見積書の提出をもって，別記の「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約したものとする。

5 その他

(1) 業者決定後，データをCD-Rで提供する。本業務終了後，速やかに官房総務課広報係に返却すること。

(2) グリーン購入法に適合した用紙を使用すること。ただし，グリーン購入法に適合した用紙を使用することが困難な場合には，担当官の了解を得た場合に限り，代替品の使用を認める。

(3) 本仕様書の受領後，必要があれば速やかに当委員会会計室まで来訪し，サンプルを確認すること。

(4) 本件に係るデータ（入稿データ及び編集後の印刷用データ）の著作権については，公正取引委員会に帰属するものとする。

6 問い合わせ先

(1) 見積り合わせの手続関係

公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係

TEL : 03-3581-5474

FAX : 03-3581-2951

(2) 仕様関係

公正取引委員会事務総局官房総務課広報係

TEL : 03-3581-3649

FAX : 03-3581-1963

(別記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私，団体である場合は当団体。以下同じ。）は，下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり，又はこの誓約に反したことにより，当社が不利益を被ることとなっても，異議は一切申し立てません。

また，公正取引委員会の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし，有価証券報告書を作成していない場合は，役職名，氏名，性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること，及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また，本契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人，法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者，法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者，団体である場合は代表者，理事等，その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が，暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的，又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が，暴力団又は暴力団員に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与しているとき

エ 役員等が，暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為を行う者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動を行い，又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて公正取引委員会の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己，下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が暴力団関係者であることが判明したときは，当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合，又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は，警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに，公正取引委員会に報告いたします。

納入場所一覧

No.	納入先	所在地	部数			
			①	③	④	⑤
1	公正取引委員会事務総局 官房総務課広報係	東京都千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第 6 号館 B 棟 14 階 電話 03-3581-5471	2,900	250	2,600	0
2	公正取引委員会事務総局 北海道事務所 総務課	札幌市中央区大通西 12 札幌第 3 合同庁舎 5 階 電話 011-231-6300	400	400	0	100
3	公正取引委員会事務総局 東北事務所 総務課	仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎 8 階 電話 022-225-7095	1,000	200	400	0
4	公正取引委員会事務総局 中部事務所 総務課	名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館 8 階 電話 052-961-9421	850	300	700	2,000
5	公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 総務課	大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館 10 階 電話 06-6941-2173	1,200	200	1,200	0
6	公正取引委員会事務総局 中国支所 総務課	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 4 号館 10 階 電話 082-228-1501	450	400	500	200
7	公正取引委員会事務総局 四国支所 総務課	高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館 8 階 電話 087-811-1750	500	500	1,000	250
8	公正取引委員会事務総局 九州事務所 総務課	福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第 2 合同庁舎別館 2 階 電話 092-431-5881	1,000	1,000	0	0
9	内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室	那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 6 階 電話 098-866-0049	700	750	400	200
合 計			9,000	4,000	6,800	2,750

独占禁止法を運用しているのは、公正取引委員会です。

公正取引委員会は、独占禁止法を運用するために設置された行政機関です。独占禁止法に違反する行為を未然に防止し、すばやく発見するため、市場や経済の動き、事業者の活動などを常に監視しています。違反行為を発見した場合には、厳しく取り締まるとともに、その違反内容に応じた措置を採っています。

独占禁止法のあゆみ

「独占禁止法」は、昭和22年7月、民主主義社会を支える経済基盤を形成するための措置の一環として、多くの事業者が自由な競争を通じて事業を展開できる体制を整えることを目的に施行されました。また、昭和31年7月には「下請法（正式名称：下請代金支払遅延等防止法）」が施行され、競争促進政策の整備は着々と進められていきました。

独占禁止法は、戦後から高度経済成長期、現在に至るまで、経済や産業構造などの変化に伴って、繰り返し強化・改正が行われてきました。最近では、~~平成17年4月と平成21年8月に課徴金制度の見直しなど、平成25年12月に審判制度の廃止などの改正が行われています。~~

昭和22年7月
独占禁止法

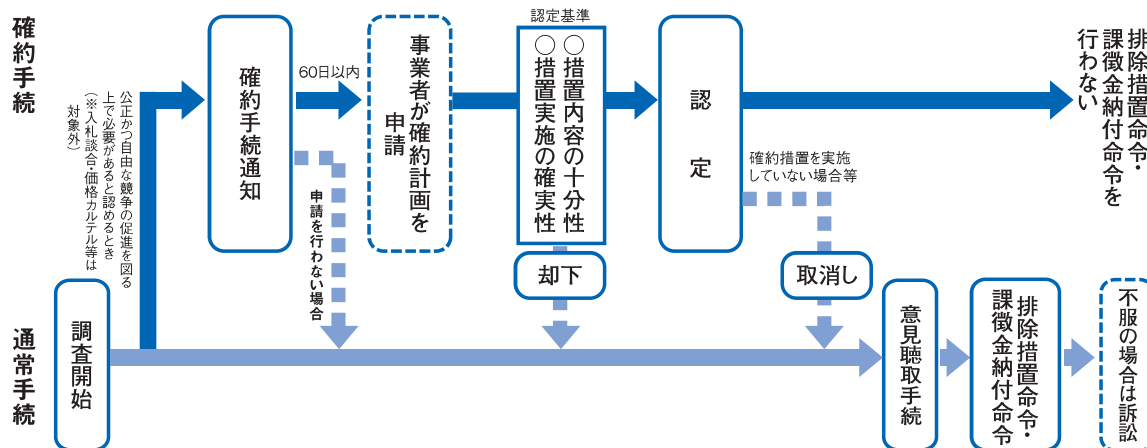
昭和31年7月
下請法

確約制度の導入や

確約手続

独占禁止法違反の疑いについて、公正取引委員会と事業者との間の合意により解決するための手続で、競争上の問題を早期に是正し、独占禁止法の効率的かつ効果的な執行に資するものです。

確約手続の流れ



「確約手続に関する対応方針」（平成30年9月26日）

法運用の透明性・事業者の予見可能性を確保する観点から、「確約手続に関する対応方針」を策定・公表しています。

・申請書の様式は、公正取引委員会のホームページに掲載されています。

罰則

独占禁止法の違反行為を行った場合、犯罪行為として懲役や罰金などの刑事罰を受ける場合があります。例えば、事業者がカルテルを行った場合、それを決定した責任者個人も刑罰を受けますし、事業者や事業者団体にも罰金が科されます。

罰則の種類	個人	法人
私的独占、不当な取引制限、事業者団体の禁止行為違反	5年以下の懲役・500万円以下の罰金	5億円以下の罰金
国際的協定等、事業者団体の禁止行為違反	2年以下の懲役・300万円以下の罰金	300万円以下の罰金
確定排除措置命令違反	2年以下の懲役・300万円以下の罰金	3億円以下の罰金*
銀行又は保険会社の議決権保有の制限違反等の罪	1年以下の懲役・200万円以下の罰金	200万円以下の罰金
届出等に関する規定違反	200万円以下の罰金	200万円以下の罰金
立入検査妨害等	1年以下の懲役・300万円以下の罰金	300万円 2億

*私的独占、不当な取引制限又は事業者団体の禁止行為に該当する行為を差し止める命令に違反した場合は300万円。

課徴金と罰金の調整について

課徴金と罰金が併せて科される場合には、罰金額の2分の1に相当する金額が課徴金から控除されます。

差止請求

不公正な取引方法に該当する違法行為によって、著しい損害を受けたり、又は受けるおそれのある消費者や事業者などは、裁判所に訴えてその行為の差止めを請求できます。

損害賠償

独占禁止法違反行為によって被害を受けた消費者や事業者などは、その違反行為を行った者に対して損害賠償を請求できます。特に独占禁止法に基づき損害賠償が請求された場合には、損害賠償を請求された事業者や事業者団体は、故意・過失の有無を問わず責任を免れることはできません。

違反を未然に防止するため、 各種ガイドラインを作成しています。

時代の流れや消費の傾向、そして規制緩和の推進などに伴って、市場の規模や環境は常に変化しています。公正取引委員会は、こうした状況の下で独占禁止法等の違反行為を未然に防止するため、どのような行為が違反となるか、ならないかについて、これまでの運用を踏まえた考え方に基づくガイドライン等を取りまとめ、作成・公表しています。

これまでに公表してきた主なガイドライン

行政指導関係

- 行政指導に関する独占禁止法上の考え方（平成6年6月（平成22年1月改定））

私的独占関係

- 排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針（平成21年10月）

流通・取引慣行関係

- 流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針（平成3年7月（平成29年6月改定））

事業者団体関係

- 公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針（平成6年7月（平成27年4月改定））
- 事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針（平成7年10月（平成22年1月改定））
- リサイクル等に係る共同の取組に関する独占禁止法上の指針（平成13年6月（平成22年1月改定））
- 資格者団体の活動に関する独占禁止法上の考え方（平成13年10月（平成22年1月改定））

企業結合関係

- 事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方（平成14年11月（平成22年1月改定））
- 独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方（平成14年11月（~~平成20年4月改定~~））
- 企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針（平成16年5月（~~平成23年6月改定~~））

令和元年10月改定

令和元年12月改定

不公正な取引方法等関係

- フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について（平成14年4月（平成23年6月改定））
- 不当廉売に関する独占禁止法上の考え方（平成21年12月（平成29年6月改定））
- 共同研究開発に関する独占禁止法上の指針（平成5年4月（平成29年6月改定））
- 役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針（平成10年3月（平成29年6月改定））
- 適正な電力取引についての指針（平成11年12月（~~平成20年2月改定~~））
- 適正なガス取引についての指針（平成12年3月（平成31年1月改定））
- 電気通信事業分野における競争の促進に関する指針（平成13年11月（~~平成30年1月改定~~））
- 金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について（平成16年12月（平成23年6月改定））
- 「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」の運用基準（平成17年6月（平成23年6月改定））
- 標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方（平成17年6月（平成19年9月改定））
- 農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針（平成19年4月（平成30年12月改定））
- 知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針（平成19年9月（平成28年1月改定））
- 優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（平成22年11月（平成29年6月改定））

●デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（令和元年12月）

下請法関係

- 下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（平成15年12月（平成28年12月改定））

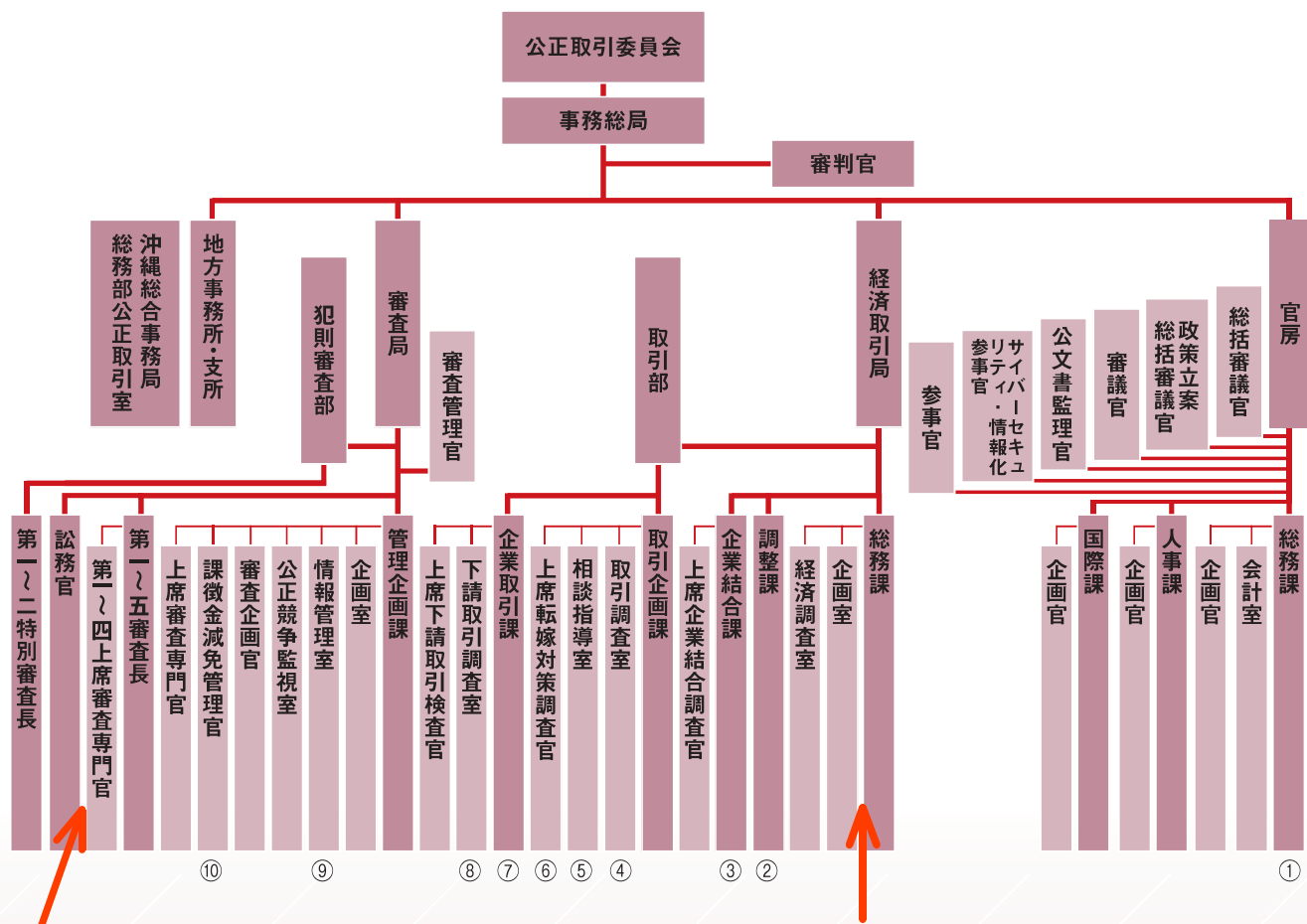
その他

- 公的再生支援に関する競争政策上の考え方（平成28年3月）

詳しくは、インターネットによる法令・ガイドラインの情報提供を御利用ください。

<https://www.jftc.go.jp/hourei.html>

公正取引委員会の組織図



「第一～四上席審査専門官」の左隣に枠を1つ追加。
(記載内容は調整中。)

経済取引局の「総務課」の左隣に枠を1つ追加。
(記載内容は調整中。)

届出・申請・申告・相談窓口一覧

①独占禁止法についての一般的な相談	官房総務課
②国の行政機関・地方公共団体からの独占禁止法・競争政策上の相談	調整課
③株式取得・合併・分割・事業の譲受け等の届出	企業結合課
④中小企業等協同組合の届出	取引調査室
⑤事業者・事業者団体が今後、自ら行おうとする商品・役務の取引、知的財産の利用、共同事業等に係る活動についての相談	相談指導室
⑥消費税転嫁・表示カルテルの届出・相談 消費税の転嫁拒否等の行為についての申告・相談	消費税転嫁対策調査室
⑦下請法・優越的地位の濫用規制についての相談	企業取引課
⑧下請法違反被疑事実についての申告	下請取引調査室
⑨独占禁止法違反被疑事実についての申告	情報管理室
⑩課徴金の減免に係る報告・相談	課徴金減免管理官

御相談や御質問は、全国の相談窓口までお気軽にどうぞ。

●公正取引委員会事務局 官房総務課

〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟
TEL.03(3581)5471(代) FAX.03(3581)1963 <https://www.jftc.go.jp/>

●北海道事務所 総務課

〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎
TEL.011(231)6300(代) FAX.011(261)1719

●東北事務所 総務課

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎
TEL.022(225)7095(代) FAX.022(261)3548

●中部事務所 総務課

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
TEL.052(961)9421(直) FAX.052(971)5003

●近畿中国四国事務所 総務課

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
TEL.06(6941)2173(直) FAX.06(6943)7214

●近畿中国四国事務所 中国支所 総務課

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館
TEL.082(228)1501(代) FAX.082(223)3123

●近畿中国四国事務所 四国支所 総務課

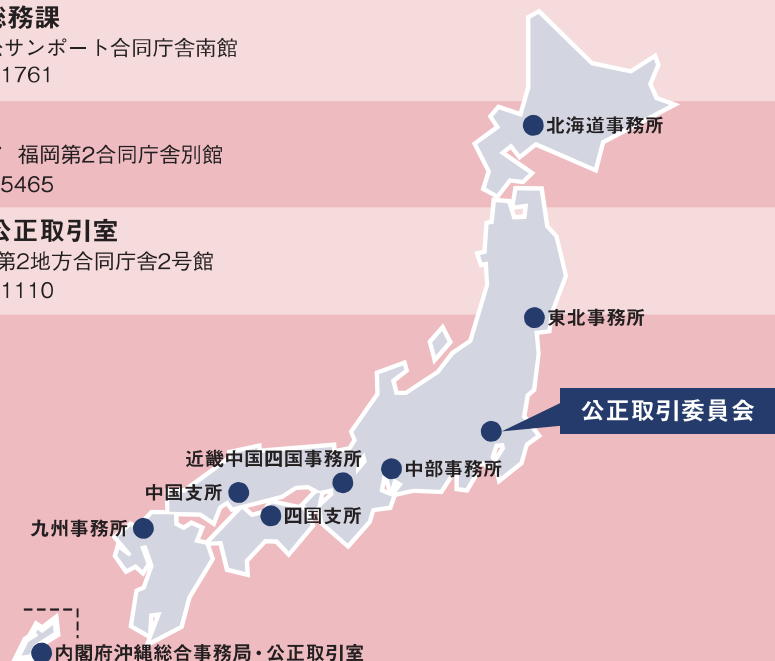
〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館
TEL.087(811)1750(代) FAX.087(811)1761

●九州事務所 総務課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館
TEL.092(431)5881(直) FAX.092(474)5465

●内閣府沖縄総合事務局 総務部 公正取引室

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
TEL.098(866)0049(直) FAX.098(860)1110



インターネットでも、様々な情報を提供しています。ぜひ、御利用ください。

公正取引委員会ホームページ
<https://www.jftc.go.jp/>



公正取引委員会Twitter
<https://twitter.com/jftc>



公正取引委員会Facebook
<https://www.facebook.com/JapanFTC>



公正取引委員会

(2020年4月)

~~(2019年4月)~~

取引に当たって、親事業者には4つの遵守義務があり

発注時には、発注書面を交付する義務があります。

口頭発注によるトラブルを未然に防止するため、親事業者は発注に当たって、発注内容に関する具体的記載事項(10ページ参照)をすべて記載した書面を交付する義務があります。

ただし、試作品の製造、修理委託など、事前に下請代金が算定できない場合などは、下請代金の算定方法を正式単価の代わりに記載することが認められています。この他にも正当な理由があって、発注書面に記載できない項目がある場合は、内容が決まり次第、補充書面を交付して通知することが認められています。

発注書面サンプル (規則で定められた事項を1つの書式に網羅した場合)

● 製造委託

注文書					
令和〇年〇月〇日 〇〇〇株式会社					
注番	注文年月日	納期	納入場所		
品名・規格			数量(単位)	単価(円)	金額(円)
原材料	有償支給原材料の品名	原材料引渡日	数量(単位)	単価(円)	金額(円)
支給形式 ☒ 先持 ☐ 有償 ☐ 無償					
検査完了期日	支払期日	支払方法	有償支給原材料代金の決済期日及び決済方法		

● 情報成果物作成委託

注文書				
令和 平成〇年〇月〇日 〇〇〇株式会社				
品名及び規格・仕様等				
納期	納入場所		検査完了期日	
数量(単位)	単価(円)	代金(円)	支払期日	支払方法

ご相談やご質問は、全国の相談窓口までお気軽にどうぞ。

公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部企業取引課

〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟
TEL.03 (3581) 3375 (直) FAX.03 (3581) 1800
<https://www.jftc.go.jp>

北海道事務所 下請課

〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎
TEL.011 (231) 6300 (代) FAX.011 (261) 1719

東北事務所 下請課

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎
TEL.022 (225) 8420 (直) FAX.022 (261) 3548

中部事務所 下請課

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
TEL.052 (961) 9424 (直) FAX.052 (971) 5003

近畿中国四国事務所 下請課

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
TEL.06 (6941) 2176 (直) FAX.06 (6943) 7214

近畿中国四国事務所 中国支所 下請課

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館
TEL.082 (228) 1501 (代) FAX.082 (223) 3123

近畿中国四国事務所 四国支所 下請課

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館
TEL.087 (811) 1758 (直) FAX.087 (811) 1761

九州事務所 下請課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館
TEL.092 (431) 6032 (直) FAX.092 (474) 5465

沖縄総合事務局 総務部 公正取引室

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
TEL.098 (866) 0049 (直) FAX.098 (860) 1110

中小企業庁 事業環境部取引課

〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1
TEL.03 (3501) 1669 (直) FAX.03 (3501) 1504
<http://www.chusho.meti.go.jp>

北海道経済産業局 産業部中小企業課

〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎
TEL.011 (709) 1783 (直) FAX.011 (709) 4138

東北経済産業局 産業部中小企業課

〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎 B棟
TEL.022 (221) 4922 (直) FAX.022 (215) 9463

関東経済産業局 産業部中小企業課

〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館
TEL.048 (600) 0325 (直) FAX.048 (601) 1500

中部経済産業局 産業部中小企業課

〒450-0003 名古屋市中村区名駅南4-1-22
TEL.052 (589) 0170 (直) FAX.052 (589) 0173

近畿経済産業局 産業部中小企業課

〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館
TEL.06 (6966) 6037 (直) FAX.06 (6966) 6083

中国経済産業局 産業部中小企業課

〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館
TEL.082 (224) 5661 (直) FAX.082 (224) 5643

四国経済産業局 産業部中小企業課

〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎 北館
TEL.087 (811) 8529 (直) FAX.087 (811) 8558

九州経済産業局 産業部中小企業課

〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎
TEL.092 (482) 5450 (直) FAX.092 (482) 5393

沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
TEL.098 (866) 1755 (直) FAX.098 (860) 3710



公正取引委員会
<https://www.jftc.go.jp/>

(2020年4月)

←(2019年4月)

取引に当たって、親事業者には4つの遵守義務があり

発注時には、発注書面を交付する義務があります。

口頭発注によるトラブルを未然に防止するため、親事業者は発注に当たって、発注内容に関する目的・記載事項（10ページ参照）をすべて記載した書面を交付する義務があります。ただし、試作品の製造、修理委託など、事前に下請代金が算定方法を正式単価の代わりに記載することが認められています。この他に記載できない項目がある場合は、内容が決まり次第、補充書面を交付して追加することが認められています。

訂正シール①
内容修正後の青枠部分を
シール化したもの

発注書面サンプル（規則で定められた事項を1つの書式に網羅した場合）

● 製造委託

注文書					
令和0年0月0日 ○○○株式会社					
注番	注文年月日	納期	納入場所		
品名・規格			数量(単位)	単価(円)	金額(円)
原材料	有償支給原材料の品名	原材料引渡日	数量(単位)	単価(円)	金額(円)
発注訂正 先持 有償 無償					
検査完了期日	支払期日	支払方法	有償支給原材料代金の決済期日及び決済方法		

● 情報成果物作成委託

注文書				
令和 平成○年○月○日 ○○○株式会社				
品名及び規格・仕様等				
納期	納入場所		検査完了期日	
数量(単位)	単価(円)	代金(円)	支払期日	支払方法

ご相談やご質問は、全国の相談窓口までお気軽にどうぞ。

訂正シール②
内容修正後の青枠部分を
シール化したもの

**公正取引委員会事務総局
経済取引局取引部企業取引課**

〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟
TEL.03 (3581) 3375 (直) FAX.03 (3581) 1800
<https://www.jftc.go.jp>

北海道事務所 下請課

〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎
TEL.011 (231) 6300 (代) FAX.011 (261) 1719

東北事務所 下請課

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎
TEL.022 (225) 8420 (直) FAX.022 (261) 3548

中部事務所 下請課

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
TEL.052 (961) 9424 (直) FAX.052 (971) 5003

近畿中国四国事務所 下請課

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
TEL.06 (6941) 2176 (直) FAX.06 (6943) 7214

近畿中国四国事務所 中国支所 下請課

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館
TEL.082 (228) 1501 (代) FAX.082 (223) 3123

近畿中国四国事務所 四国支所 下請課

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館
TEL.087 (811) 1758 (直) FAX.087 (811) 1761

九州事務所 下請課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館
TEL.092 (431) 6032 (直) FAX.092 (474) 5465

沖縄総合事務局 総務部 公正取引室

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
TEL.098 (866) 0049 (直) FAX.098 (860) 1110

中小企業庁 事業環境部取引課

〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1
TEL.03 (3501) 1669 (直) FAX.03 (3501) 1504
<http://www.chusho.meti.go.jp>

北海道経済産業局 産業部中小企業課

〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎
TEL.011 (709) 1783 (直) FAX.011 (709) 4138

東北経済産業局 産業部中小企業課

〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎 B棟
TEL.022 (221) 4922 (直) FAX.022 (215) 9463

関東経済産業局 産業部中小企業課

〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館
TEL.048 (600) 0325 (直) FAX.048 (601) 1500

中部経済産業局 産業部中小企業課

〒450-0003 名古屋市中村区名駅南4-1-22
TEL.052 (589) 0170 (直) FAX.052 (589) 0173

近畿経済産業局 産業部中小企業課

〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館
TEL.06 (6966) 6037 (直) FAX.06 (6966) 6083

中国経済産業局 産業部中小企業課

〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館
TEL.082 (224) 5661 (直) FAX.082 (224) 5643

四国経済産業局 産業部中小企業課

〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎 北館
TEL.087 (811) 8529 (直) FAX.087 (811) 8558

九州経済産業局 産業部中小企業課

〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎
TEL.092 (482) 5450 (直) FAX.092 (482) 5393

沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
TEL.098 (866) 1755 (直) FAX.098 (860) 3710

(2020年4月)

訂正シール③
内容修正後の青枠部分を
シール化したもの

←(2019年4月)